

高知くらしの護身術

251

悪質な就職商法

ギャンブル絡みに注意

(2012年7月3日掲載原稿)

県立消費生活センターには、求人を騙って何らかの契約をさせたり、高額な費用を支払わせようとする就職商法に関する相談が寄せられています。

事例①

求人雑誌を見て企業の覆面調査のアルバイトに応募したら諸費用30万円を請求された。そんなお金は無いと言うと、提携しているパチンコホールへ行くと当たりがつく台があるので行くようにと言われた。

事例②

「パチンコをして最低でも5万円から100万円稼げる仕事」というDMが届いたので申し込んだら、保証料などを次々と請求され、消費者金融からも借金をさせられて150万円以上を支払った。説明されたように稼げないので返金を求めたところ相手と電話が通じなくなった。・・・などというものです。

これらはパチンコ・パチスロ攻略法の通信販売や打ち子(サクラ)アルバイト等の詐欺的商法の一つだと思われます。

必ず勝てるギャンブルとか、簡単に稼げる仕事などというものはありません。

騙されて契約した消費者が、稼げないと文句を言うたびに次々と新たな攻略法を買わせようとします。お金を工面するために消費者金融へ誘導される場合もあります。

最終的には思ったように稼げず、返金もされず、借金だけが残ってしまいます。

雑誌や求人誌、インターネット等には色々なアルバイトや仕事の広告があふれていますが、内容を十分検討してください。

就職に際し事業者が高額で不明瞭な金銭を請求することはありません。支払い能力を無視して無理な借金をさせたり、クレジットカードの現金化で支払わせようとするような手口にはのらないでください。まだ始めてもいない仕事の収入をあてにした借金はやめましょう。

おかしいと思ったら早めに消費生活センター等にご相談ください。